

# 令和5年度 契約に関する統計

令和7年3月31日  
財 務 省

「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）に基づき、各省各庁の長から送付を受けた令和5年度の契約に関する統計について、別紙1「令和5年度 契約金額及び件数に関する統計」及び別紙2「令和5年度 随意契約に関する統計」のとおり取りまとめたので、公表します。

（統計の概要）

## 1. 統計の対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間。

## 2. 統計の対象とした契約

国の支出の原因となる契約（予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号で規定するそれぞれの金額を超えないもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第31条に規定する方式による米穀等及び麦等の買入りに係るものを除く。）であって統計の対象期間において締結したもの（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の12に規定する長期継続契約であって、統計の対象期間に契約を締結しなかったもののうち、過年度に締結した契約に基づき統計の対象期間に支出した額の合計が、予決令第99条第3号又は第7号で規定するそれぞれの金額を超えるものを含む。）。

## 令和5年度 契約金額及び件数に関する統計

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額	
		割合		割合
<b>競争契約【A】</b>	<b>93,598</b>	<b>63%</b>	<b>57,493</b>	<b>38%</b>
うち公共工事等 小計【a1】	26,409	18%	33,518	22%
物品役務等 小計【a2】	67,189	45%	23,976	16%
<b>一般競争契約</b>	<b>85,442</b>	<b>58%</b>	<b>52,353</b>	<b>35%</b>
うち公共工事等	19,820	13%	31,381	21%
物品役務等	65,622	44%	20,971	14%
<b>指名競争契約</b>	<b>8,156</b>	<b>6%</b>	<b>5,141</b>	<b>3%</b>
うち公共工事等	6,589	4%	2,136	1%
物品役務等	1,567	1%	3,004	2%
<b>随意契約【B】</b>	<b>54,571</b>	<b>37%</b>	<b>92,927</b>	<b>62%</b>
うち競争性のある契約方式 小計【b1=c1+d1】	29,069	20%	45,085	30%
競争性のない随意契約 小計【b2=c2+d2】	25,502	17%	47,842	32%
うち公共工事等 小計【b3=c3+d3】	4,703	3%	6,739	4%
物品役務等 小計【b4=c4+d4】	49,868	34%	86,189	57%
<b>所管公益法人等との随意契約【C】</b>	<b>15,345</b>	<b>10%</b>	<b>50,918</b>	<b>34%</b>
うち競争性のある契約方式【c1】	10,029	7%	32,324	21%
競争性のない随意契約【c2】	5,316	4%	18,594	12%
うち公共工事等【c3】	895	1%	744	0%
物品役務等【c4】	14,450	10%	50,174	33%
<b>所管公益法人等以外の法人等との随意契約【D】</b>	<b>39,226</b>	<b>26%</b>	<b>42,009</b>	<b>28%</b>
うち競争性のある契約方式【d1】	19,040	13%	12,761	8%
競争性のない随意契約【d2】	20,186	14%	29,248	19%
うち公共工事等【d3】	3,808	3%	5,995	4%
物品役務等【d4】	35,418	24%	36,014	24%
<b>合 計【A+B】</b>	<b>148,169</b>	<b>100%</b>	<b>150,421</b>	<b>100%</b>
うち競争性のある契約方式 合計【A+b1】	122,667	83%	102,579	68%
競争性のない随意契約 合計【b2】	25,502	17%	47,842	32%
うち公共工事等 合計【a1+b3】	31,112	21%	40,256	27%
物品役務等 合計【a2+b4】	117,057	79%	110,165	73%

(注1) 件数及び金額は、令和5年度に締結した支出原因契約（少額随意契約等を除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。  
なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(注3) 割合は、合計に対するそれぞれの計数の占める割合を示す。

(注4) 「所管公益法人等」とは、随意契約に関する統計で区分する所管公益法人、独立行政法人等、特殊法人等及び特定民間法人等をいう。

(注5) 「所管公益法人等以外の法人等」とは、「所管公益法人等」以外の法人又は個人をいう。

(注6) 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。

(注7) 「物品役務等」とは、統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

## 令和5年度 契約金額及び件数に関する統計

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額	
		割合		割合
<b>競争契約のうち「総合評価落札方式」を実施</b>	<b>26,016</b>	<b>28%</b>	<b>42,777</b>	<b>74%</b>
うち公共工事等 小計	20,083	21%	32,462	56%
物品役務等 小計	5,933	6%	10,314	18%
<b>一般競争契約</b>	<b>21,424</b>	<b>23%</b>	<b>41,023</b>	<b>71%</b>
うち公共工事等	15,494	17%	30,714	53%
物品役務等	5,930	6%	10,310	18%
<b>指名競争契約</b>	<b>4,592</b>	<b>5%</b>	<b>1,753</b>	<b>3%</b>
うち公共工事等	4,589	5%	1,749	3%
物品役務等	3	0%	5	0%

(注1) 件数及び金額は、令和5年度に締結した支出原因契約（少額随意契約等を除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。  
なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(注3) 割合は、競争契約の合計に対するそれぞれの計数の占める割合を示す。

(注4) 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。

(注5) 「物品役務等」とは、統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

## 令和5年度 随意契約に関する統計

## 1. 随意契約合計

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	54,571	100%	92,927	100%	
競争性のある契約方式	29,069	53%	45,085	49%	
うち企画競争・公募を実施したもの	24,636	45%	36,789	40%	
競争に付しても落札者がいない場合等	4,433	8%	8,297	9%	
競争性のない随意契約	25,502	47%	47,842	51%	
随意契約の 根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	46,298	85%	77,996	84%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,301	2%	345	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	293	1%	2,222	2%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	4,433	8%	8,297	9%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	631	1%	1,346	1%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	1,615	3%	2,722	3%

## 2. うち「所管公益法人」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	49	100%	18	100%	
競争性のある契約方式	25	51%	7	39%	
うち企画競争・公募を実施したもの	21	43%	6	33%	
競争に付しても落札者がいない場合等	4	8%	1	6%	
競争性のない随意契約	24	49%	11	61%	
随意契約の 根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	43	88%	17	94%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	2	4%	0	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	0	0%	0	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	4	8%	1	6%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	0	0%	0	0%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	0	0%	0	0%

## 3. うち「その他の公益法人」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	1,905	100%	969	100%	
競争性のある契約方式	1,006	53%	314	32%	
うち企画競争・公募を実施したもの	949	50%	286	30%	
競争に付しても落札者がいない場合等	57	3%	29	3%	
競争性のない随意契約	899	47%	654	67%	
随意契約の 根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,793	94%	924	95%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	7	0%	0	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	0	0%	0	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	57	3%	29	3%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	5	0%	4	0%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	43	2%	11	1%

## 4. うち「独立行政法人等」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	1,109	100%	2,466	100%	
競争性のある契約方式	661	60%	494	20%	
うち企画競争・公募を実施したもの	654	59%	493	20%	
競争に付しても落札者がいない場合等	7	1%	1	0%	
競争性のない随意契約	448	40%	1,972	80%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,082	98%	2,393	97%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	6	1%	0	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	2	0%	0	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	7	1%	1	0%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	6	1%	39	2%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	6	1%	32	1%

## 5. うち「特殊法人等」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	1,207	100%	439	100%	
競争性のある契約方式	130	11%	44	10%	
うち企画競争・公募を実施したもの	125	10%	30	7%	
競争に付しても落札者がいない場合等	5	0%	14	3%	
競争性のない随意契約	1,077	89%	394	90%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,138	94%	332	76%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	1	0%	0	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	0	0%	0	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	5	0%	14	3%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	15	1%	65	15%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	48	4%	28	6%

## 6. うち「特定民間法人等」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	12,980	100%	47,996	100%	
競争性のある契約方式	9,213	71%	31,779	66%	
うち企画競争・公募を実施したもの	8,307	64%	26,307	55%	
競争に付しても落札者がいない場合等	906	7%	5,472	11%	
競争性のない随意契約	3,767	29%	16,217	34%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	11,818	91%	41,859	87%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	73	1%	40	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	14	0%	97	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	906	7%	5,472	11%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	78	1%	281	1%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	91	1%	247	1%

## 7. うち「その他の法人等」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割 合		割 合	
合 計	37,321	100%	41,041	100%	
競争性のある契約方式	18,034	48%	12,447	30%	
うち企画競争・公募を実施したもの	14,580	39%	9,666	24%	
競争に付しても落札者がいない場合等	3,454	9%	2,781	7%	
競争性のない随意契約	19,287	52%	28,594	70%	
随意契約 の根拠 別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	30,424	82%	32,471	79%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,212	3%	304	1%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	277	1%	2,125	5%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	3,454	9%	2,781	7%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	527	1%	956	2%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	1,427	4%	2,404	6%

(注1) 件数及び金額は、令和5年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く)。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(注3) 割合は、各集計単位の合計に対するそれぞれの計数が占める割合を示す。

(注4) 「所管公益法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(以下「旧民法」という。)第34条の規定に基づき設立された法人であって整備法第42条に規定する特例民法法人のうち引き続き各省各庁が所管する法人をいう。

(注5) 「その他の公益法人」とは、旧民法第34条の規定に基づき設立された法人であって整備法第42条に規定する特例民法法人(上記注4に掲げる法人を除く。)、同法第44条に規定する公益社団法人又は公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づき公益認定を受けた公益法人並びに旧民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を目的とする法人(学校法人、社会福祉法人等)をいう。

(注6) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人をいう。

(注7) 「特殊法人等」とは、法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第8号の規定の適用を受けない法人を除く。)及び特別な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。

(注8) 「特定民間法人等」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年、各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人又は個人、各省各庁が国の常勤職員であったものが再就職していることを把握している法人又は個人及びその他各省各庁の長が必要と認める法人又は個人をいう。

(注9) 「その他の法人等」とは、「所管公益法人」、「その他の公益法人」、「独立行政法人等」、「特殊法人等」及び「特定民間法人等」以外の法人又は個人をいう(整備法第45条に規定する一般社団法人又は一般財団法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された一般社団法人等を含む。)

(注10) 「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

(注11) 「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。